

なかのくしゅわげんごじょうれい 中野区手話言語条例

しゅわ どくじ げんごたいけい ゆう て ゆび しんたい うご かお ひょう
手話は、独自の言語体系を有し、手や指などの身体の動きや顔の表

じょう つか げんご にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ しゅわ
情などを使う言語であり、日常生活又は社会生活を営む上で手話

げんご しょう ちょうかくしょうがいしゃ しえんしゃとう たいせつ う
を言語として使用する聴覚障害者やその支援者等によって大切に受

つ ぶんかてきしょさん しゅわ しょうがいしゃ けんり かん
け継がれてきた文化的所産です。また、手話は、障害者の権利に関す

じょうやく しょうがいしゃ きほんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう げんご
る条約や障害者基本法（昭和45年法律第84号）においては、言語

い ちづ だれ しょう せんたく
として位置付けられており、誰もがその使用を選択できなければなりません。

しゅわ かこ しょう せいやく れきし げん
しかしながら、手話は、過去に使用が制約されてきた歴史があり、現

ざい しゅわ げんご たい りかい じゅうぶん
在においても、手話が言語であることに対する理解が十分であるとは

いえないことから、手話が言語であることに対する理解を促進していく

ひつよう
必要があります。

しゅわ げんご たい りかい そくしん しゅわ しょう
ここに、手話が言語であることに対する理解を促進し、手話を使用

する^{すべ}全ての^{ひと}人^{たい}に対して^{しゃかいてきしょうへき}社会的障壁^{ちいきしゃかい}がない^{じつげん}地域社会^{たい}を実現^{りかい}する^{そくしん}ため、この^{じょうれい}条例^{せいてい}を^{もくてき}制定^{もくてき}します。

^{もくてき} (目的)

第1条 この^{じょうれい}条例^{しゅわ}は、^{げんご}手話^{たい}が^{りかい}言語^{そくしん}である^{たい}こと^{りかい}に対する^{そくしん}理解^{そくしん}を^{そくしん}促進^{そくしん}する

ための^{きほんりねん}基本理念^{さだ}を^{なかのく}定め、^{いかく}中野区^く(以下「区」という。)、^{くみんおよ}区民^じ及び^じ事

業者^{ぎょうしゃ}の^{せきむ}責務^{あき}を^{しゅわ}明らか^{しやう}にする^{すべ}こと^{ひと}により、^{しゅわ}手話^{すべ}を使用^{ひと}する^{ひと}全ての^{ひと}人^{ひと}に

対^{たい}して^{しゃかいてきしょうへき}社会的障壁^{ちいきしゃかい}がない^{じつげん}地域社会^{じつげん}を実現^{もくてき}することを^{もくてき}目的^{もくてき}とする。

^{きほんりねん} (基本理念)

第2条 ^{しゅわ}手話^{げんご}が^{たい}言語^{りかい}である^{そくしん}こと^{そくしん}に対する^{そくしん}理解^{そくしん}の^{つぎ}促進^{かか}は、^じ次に^じ掲^じげる^じ事

^{こう}項^{きほんりねん}を^{きほんりねん}基本理念^{きほんりねん}とする。

(1) ^{しゅわ}手話^{しやう}を使用^{すべ}する^{ひと}全ての^{しゅわ}人^{いし}が^{いし}手話^{えんかつ}による^{おこな}意思疎通^{おこな}を^{おこな}円滑^{おこな}に行^{おこな}う^{おこな}こ

と^{おこな}が^{おこな}できる^{おこな}こと。

(2) ^{すべ}全ての^{ひと}人^{しょうがい}が^{うむ}障害^わの有無^{へだ}によって^わ分け隔^{へだ}て^{へだ}られる^{へだ}こと^{へだ}なく、^{へだ}かけ^{へだ}が

^{こじん}え^{そんちやう}のない^{そんちやう}個人^{そんちやう}として^{そんちやう}尊^{そんちやう}重^{そんちやう}される^{そんちやう}こと。

く せきむ (区の責務)

だい じょう く ぜんじょう きほんりねん しゅわ しょう にちじょうせいかつ
第3条 区は、前条の基本理念にのっとり、手話を使用して日常生活

また しゃかいせいかつ いとな ものおよ し えんしゃ た かんけいしゃ きょうりよく
又は社会生活を営む者及びその支援者その他関係者と協力

しゅわ げんご たい りかい そくしん ひつよう し
し、手話が言語であることに対する理解を促進するために必要な施

さく じっし
策を実施するものとする。

く せきむ (区民の責務)

だい じょう く せきむ だい じょう きほんりねん たい りかい ふか つと
第4条 区民は、第2条の基本理念に対する理解を深めるよう努めな

ければならない。

く せきむ ぜんじょう きてい く じっし し さく きょうりよく つと
2 区民は、前条の規定により区が実施する施策に協力するよう努め

なければならない。

じ ぎょうしゃ せきむ (事業者の責務)

だい じょう じ ぎょうしゃ し せつ しょうひんおよ ていきょう た みずか じ
第5条 事業者は、施設、商品及びサービスの提供その他自らの事

ぎょう つう だい じょう きほんりねん たい りかい そくしん つと
業を通じて、第2条の基本理念に対する理解の促進に努めなけれ

ばならない。

じ ぎょうしゃ だい じょう きてい く じっし し さく きょうりよく
2 事業者は、第3条の規定により区が実施する施策に協力するよう

つと
努めなければならない。

い にん
(委任)

だい じょう じょうれい しこう かん ひつよう じこう くちょう さだ
第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

ふ そく
附 則

じょうれい れいわ ねん がつ にち しこう
この条例は、令和2年4月1日から施行する。